宝塚市届出避難所登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の7の規定により市が指定する指定避難所(以下「指定避難所」という。)とは別に、市民が自主的に開設し、運営する避難所に対する支援を行うことにより、台風による大雨等が見込まれ、洪水、土砂崩れ等の災害の発生のおそれがある場合に、災害の発生前に自主的に避難する市民の安全な避難場所を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「届出避難所」とは、市民が自主的に開設し、運営する避難所 として第6条の規定により登録を受けたものをいう。

(対象とする災害)

- 第3条 届出避難所を開設することができるのは、次に掲げる災害の発生のおそれがある 場合とする。
 - (1) 土砂災害
 - (2) 突発的・局地的豪雨、台風等による風水害

(対象とする施設)

第4条 届出避難所とすることができる施設は、公共施設を除く自治会館、集会所等(以下「自治会館等」という。)のうち、災害の発生の危険性を勘案し、各種災害から避難する市民が身を守ることができる立地、構造等を有する施設とする。

(申請することができる者)

第5条 次条に規定する届出避難所の登録の申請をすることができる者は、自治会長等の 届出避難所となる施設の権原を有する者とする。

(登録申請等)

- 第6条 自治会館等について届出避難所としての登録を受けようとする者は、届出避難所登録申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは登録の可否を決定し、その旨を届出避 難所登録結果通知書(様式第2号)により、申請を行った者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により届出避難所として登録をするに当たり、開設に関する条件を付すことができる。

(標識の設置)

第7条 前条第2項の規定による登録を受けた申請者(以下「設置者」という。)は、市が 交付する標識を当該自治会館等の分かりやすい場所に設置しなければならない。

(運営及び費用負担)

- 第8条 届出避難所は、設置者が自主的に開設し、運営することとし、市は職員の派遣を行わない。
- 2 市は、届出避難所の登録を受けた自治会館等に対し、次に掲げる物品を供与する。
 - (1) 毛布 5枚
 - (2) 備蓄食料 10食
- 3 前条に規定する物品を消費したとき又は備蓄食料の保存期間を超過したときは市が補充する。
- 4 届出避難所の運営に係る経費は、設置者の負担とする。

(開設及び閉鎖)

- 第9条 設置者は、第3条各号に規定する災害の発生のおそれがあることにより、届出避 難所を開設したときは、その旨を市長に報告しなければならない。
- 2 設置者は、開設された届出避難所に市民、本市への来訪者等広く避難者を受け入れるものとする。
- 3 設置者は、届出避難所に避難した者があったときは、その人数等を市長に報告しなければならない。
- 4 設置者は、届出避難所を閉鎖したときは、その旨を市長に報告しなければならない。 (指定避難所との関係)
- 第10条 届出避難所を開設中に指定避難所が開設された場合においても、届出避難所の 開設を継続することができる。

(登録内容の変更)

第11条 設置者は、登録内容に変更があったときは、その旨を届出避難所登録内容変更 届出書(様式第3号)により市長に届け出なければならない。

(登録の廃止)

第12条 設置者は、届出避難所としての登録を廃止しようとするときは、届出避難所廃 止届出書(様式第4号)により市長に届け出なければならない。

(登録の取消)

第13条 届出避難所の登録後、当該届出避難所周辺の環境の変化、土砂災害警戒区域の

指定、市が指定する水害危険予想箇所の追加その他の事情の変化により、当該届出避難所に災害の発生の危険性が生じたと判断される場合又は前条に規定する届け出があった場合、市長は当該届出避難所の登録を取り消すことができる。

2 市長が前項の規定により登録を取り消したときは、届出避難所登録取消通知書(様式 第5号)により設置者に通知するものとする。

(研修・訓練等)

第14条 設置者は、届出避難所を利用すると想定される地域住民に対して研修、訓練等を実施し、届出避難所の利用に関する理解を深めるよう努めなければならない。

(事故等の損害賠償等)

第15条 届出避難所の運営又は利用に伴う事故等によって生じた損害については、市はその責を負わない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は平成27年10月1日から施行する。